

調停期日



- ・ 民事調停は、裁判所の調停委員会の仲介によって、相手方との話し合いでトラブルを解決する手段です。
- ・ 調停委員会は、調停期日で関係者からトラブルの実情を聴いて最も適当な解決方法を考え、これを当事者に勧めます。

成立



- ・ 合意の内容は、調停調書に記載されます。
- ・ 調停調書には、判決と同じ効力があります。

Q. 調停期日での話し合いは、どのように行われますか？

A. 民事調停では、調停委員会が当事者双方の言い分を聴いて争いが解決するように仲介します。調停委員会は、基本的に調停主任裁判官1人と一般市民から選ばれた民事調停委員2人で構成されます。民事調停委員は、民事紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する人又は社会生活の上で豊富な知識経験を持つ人の中から選ばれます。

Q. 調停の席では、相手方と顔を合わせて話し合うのですか？

A. 調停委員会の判断で、当事者に交互に調停室に入ってもらってそれぞれの言い分を聴くこともありますし、双方同時に調停室に入ってもらった上で双方の言い分を聴くこともあります。その点は、調停委員会が、事案ごとに適切な方法を選択して対応しますので、ご希望があれば遠慮なく調停委員にお伝えください。

Q. 話し合いはどこで行われるのですか？

A. 調停手続は法廷ではなく、裁判所内の調停室で行われます。調停手続は、非公開で行われますので、他の人に知られたくないような事情でも安心してお話していただけます。

Q. 法律以外の専門的知識を必要とするトラブルでも大丈夫ですか？

A. 民事調停委員には、専門的知識経験を有する人もおり、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の民事調停委員も任命されています。

Q. 法律用語を知らなくても、調停の進行についていけるでしょうか？

A. 調停委員会は、なるべく平易な言葉を使うよう心がけていますので、法律用語を知らなくても心配ありません。

Q. 調停期日では、どのように話したらよいですか？また、どのような証拠や資料を提出すればよいですか？

A. 調停手続は、訴訟のような厳格な手続ではないので、調停委員会の進行に従って比較的自由な形で言い分を述べることができます。証拠など資料の提出も柔軟に行うことができます。なお、定型申立書には、提出する証拠等の例が記載されています。

Q. どのようにして合意に至るのですか？

A. 民事調停では、当事者が自ら紛争を解決しようとする気持ちを持って、互いに譲り合い、歩み寄りながら、合意することを目指します。このために調停委員会は、当事者双方に譲歩を促したり、妥当と考える解決案を示すなどの働きかけを行って、当事者双方にとって適正妥当と考えられる合意をすることができるようお手伝いをします。

Q. 合意の内容は、どのような形で残りますか？

A. 調停において当事者間に合意が成立した場合、その合意内容は、調停調書に記載されます。

Q. 合意に至らなければ、全て不成立になるのですか？

A. 合意に至らなかった場合でも、それまでの経過に照らして適当な事案については、「調停に代わる決定」によって、それまでの調整内容を踏まえた裁判所の判断が示され、早期にトラブルの解決を図ることができます。

Q. 話し合いがまとまらなかった場合、どうしたらよいのですか？

A. 改めて、裁判を起すこともできます。

Q. 相手が、合意した内容や決定した内容を履行してくれない場合はどうなるのですか？

A. 相手方が任意に履行しない場合には、調停調書や確定した調停に代わる決定に基づいて、強制執行をすることができます。

民事調停では、金銭の貸し借り、売買代金の支払い、建物の明渡し、交通事故の損害賠償、近隣トラブル、払いすぎた利息の取戻しなど、民事に関する紛争を取り扱っています（離婚や相続、遺産分割といった家庭内のトラブルについては、家庭裁判所の家事調停をご利用ください）。
ご不明な点がございましたら、最寄りの裁判所までお問合せください。